



島根県報

平成16年 9 月 3 日 (金)
第 1,604 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

| | | |
|-------------------------------------|-----------------|----|
| 規 則 | | |
| 市町村合併に伴う関係条例の整理に関する条例の一部の施行期日を定める規則 | (港 湾 空 港 課) | 1 |
| 告 示 | | |
| 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更 | (市 町 村 課) | 2 |
| 生活保護法の規定による介護機関の指定 | (健康福祉総務課) | 2 |
| 生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 | (") | 3 |
| 土地改良事業計画書の縦覧 | (農 村 整 備 課) | 3 |
| 土地改良区の清算人の就任の届出 | (") | 4 |
| 換地処分 | (") | 4 |
| 土地改良法の規定に基づく工事完了の届出 (2 件) | (") | 4 |
| 保安林の指定 | (森 林 整 備 課) | 5 |
| 解除予定保安林 | (") | 6 |
| 保安林の指定施業要件の変更 | (") | 6 |
| 公 告 | | |
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 | (環 境 生 活 総 務 課) | 6 |
| 砂利採取業務主任者試験の実施 | (河 川 課) | 7 |
| 開発行為に関する工事の完了 (2 件) | (都 市 計 画 課) | 8 |
| 新規採用警察官用制服の製造請負に係る一般競争入札の実施 | (警 察 本 部) | 8 |
| 雑 報 | | |
| 危険物取扱者試験の実施 | (消 防 防 災 課) | 10 |

公布された条例等のあらまし

市町村合併に伴う関係条例の整理に関する条例の一部の施行期日を定める規則 (規則第63号)

市町村合併に伴う関係条例の整理に関する条例の一部の施行期日は、平成16年10月1日とすることとした。

規 則

市町村合併に伴う関係条例の整理に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成16年 9 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第63号

市町村合併に伴う関係条例の整理に関する条例の一部の施行期日を定める規則

市町村合併に伴う関係条例の整理に関する条例 (平成16年島根県条例第29号) 附則第 5 号に掲げる規定の施行期日は、平成16年10月1日とする。

告 示

島根県告示第853号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により、多伎町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定により告示する。

平成16年9月3日

島根県知事 澄 田 信 義

| 新たに土地が生じた場所 | 面積 | 編入先の字 |
|--|--------------------|-------|
| 簸川郡多伎町大字口田儀682番1地先から同大字598番地先に至る公有水面堤防に至る間の地先公有水面埋め立て地 | 7,284.76 平方メートル | 大字口田儀 |

(ただし、上記地番は、昭和58年7月16日現在のものである。)

島根県告示第854号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年9月3日

島根県知事 澄 田 信 義

| 指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者 | | 実施する事業 | 訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所 | | 指 定 年月日 |
|-----------------------------|---------------------|-----------------|-------------------------------|------------------------|---------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 医療法人 壽生会 | 出雲市大津町3627 8 | 通所介護 | 医療法人壽生会 デ イサービス寿生の家 | 出雲市上塩冶町 2854 5 | 平成16年 8月9日 |
| 有限会社 ハート キュア エム | 平田市国富町832 2 | 通所介護 | デイサービスハート キュア ひらた | 平田市国富町832 2 | 平成16年 7月9日 |
| 社会福祉法人 ふれ あい五箇 | 隠岐郡五箇村大字北 方278番2 | 居宅介護支援 事業 | ふれあい五箇 居宅 介護支援事業所 | 隠岐郡五箇村大字北 方278番2 | 平成16年 8月1日 |
| 社会福祉法人 ふれ あい五箇 | 隠岐郡五箇村大字北 方278番2 | 訪問介護 | ふれあい五箇 訪問 介護事業所 | 隠岐郡五箇村大字北 方278番2 | 平成16年 8月1日 |
| 社会福祉法人 ふれ あい五箇 | 隠岐郡五箇村大字北 方278番2 | 通所介護 | ふれあい五箇 通所 介護事業所 | 隠岐郡五箇村大字北 方278番2 | 平成16年 8月1日 |
| ひかわ医療生活協同 組合 | 簸川郡斐川町大字直 江町4911 | 居宅介護支援 事業 | ひかわ生協指定居宅 介護支援事業所 | 簸川郡斐川町大字直 江町4883番地1 | 平成16年 8月1日 |
| ひかわ医療生活協同 組合 | 簸川郡斐川町大字直 江町4911 | 通所リハビリ テーション | ひかわ生協通所リハ ビリテーション な ごみ | 簸川郡斐川町大字直 江町4883番地1 | 平成16年 8月1日 |
| ひかわ医療生活協同 組合 | 簸川郡斐川町大字直 江町4911 | 訪問介護 | ひかわ生協訪問看護 ステーション チューリップ | 簸川郡斐川町大字直 江町4883番地1 | 平成16年 8月1日 |

| | | | | | |
|-------------|-----------------|------|----------------------|---------------------|---------------|
| ひかわ医療生活協同組合 | 簸川郡斐川町大字直江町4911 | 訪問介護 | ひかわ生協ヘルパーステーション あおぞら | 簸川郡斐川町大字直江町4883番地 1 | 平成16年 8 月 1 日 |
|-------------|-----------------|------|----------------------|---------------------|---------------|

| 介護機関の名称 | 実施する施設 | 所在地 | 指定年月日 |
|------------------|-----------|---------------------|---------------|
| 斐川生協病院 介護療養型医療施設 | 介護療養型医療施設 | 簸川郡斐川町大字直江町4883番地 1 | 平成16年 8 月 1 日 |

島根県告示第855号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年 9 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

| 指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者 | | 廃止する事業 | 訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所 | | 廃止年月日 |
|-----------------------------|-----------------|-------------|------------------------------|-----------------|---------------|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | 名称 | 所在地 | |
| 医療法人 出雲勤労者健康管理協会 | 出雲市塩冶町1536 1 | 居宅介護支援事業 | 第二出雲診療所 | 出雲市知井宮町238 | 平成16年 7 月31日 |
| 医療法人 出雲勤労者健康管理協会 | 出雲市塩冶町1536 1 | 短期入所療養介護 | 第二出雲診療所 | 出雲市知井宮町238 | 平成14年 12月 1 日 |
| ひかわ医療生活協同組合 | 簸川郡斐川町大字直江町4911 | 居宅介護支援事業 | 斐川生協病院 | 簸川郡斐川町大字直江町4911 | 平成16年 8 月 1 日 |
| ひかわ医療生活協同組合 | 簸川郡斐川町大字直江町4911 | 通所リハビリテーション | 斐川生協病院 | 簸川郡斐川町大字直江町4911 | 平成16年 8 月 1 日 |
| ひかわ医療生活協同組合 | 簸川郡斐川町大字直江町4911 | 訪問看護 | ひかわ生協訪問看護ステーション チューリップ | 簸川郡斐川町大字直江町1020 | 平成16年 8 月 1 日 |
| ひかわ医療生活協同組合 | 簸川郡斐川町大字直江町4911 | 居宅介護支援事業 | ひかわ生協訪問看護ステーション チューリップ | 簸川郡斐川町大字直江町1020 | 平成16年 8 月 1 日 |
| ひかわ医療生活協同組合 | 簸川郡斐川町大字直江町4911 | 訪問介護 | ひかわ生協ヘルパーステーション・あおぞら | 簸川郡斐川町大字直江町1020 | 平成16年 8 月 1 日 |

島根県告示第856号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 9 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業主体名 | 事業名 | 縦覧に供する書類の名称 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|-------------|-----------------------|--------------|------------|-------|
| 大原郡木次町土地改良区 | 木次地区農道舗装事業（非補助土地改良事業） | 土地改良事業計画書の写し | 告示の日から21日間 | 木次町役場 |

島根県告示第857号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があったので、同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成16年9月3日

島根県知事 澄 田 信 義

邑智郡口羽村土地改良区

1 就任した清算人の氏名及び住所

- 日高 忠正 邑智郡羽須美村大字上口羽288番地
- 井上 昌義 邑智郡羽須美村大字下口羽536番地 1
- 栗原 満男 邑智郡羽須美村大字下口羽877番地 1
- 藤原 光三 邑智郡羽須美村大字下口羽1159番地
- 三上 徹 邑智郡羽須美村大字上田1437番地
- 遠堂 武雄 邑智郡羽須美村大字上田952番地 3
- 平佐 達 邑智郡羽須美村大字上田83番地

2 就任年月日

平成16年8月10日

島根県告示第858号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する第54条第3項の規定により、3条資格者施行申請人代表から白谷地区における換地処分を平成16年8月11日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年9月3日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第859号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年9月3日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業主体名 | 事業名 | 完了年月日 |
|-------|-------------------------|------------|
| | 頓原地区区画整理事業（農村総合整備モデル事業） | 平成10年3月20日 |
| | 佐見地区区画整理事業（団体営ほ場整備事業） | 平成2年3月23日 |
| | 宇山地区区画整理事業（団体営ほ場整備事業） | 平成2年3月23日 |

| | | |
|----------|--------------------------------|----------------|
| 頓原町土地改良区 | 長谷地区区画整理事業（団体営ほ場整備事業） | 平成 2 年 3 月23日 |
| | 都加賀地区区画整理事業（団体営ほ場整備事業） | 昭和61年 3 月21日 |
| | 獅子地区区画整理事業（団体営土地改良総合整備事業） | 平成 3 年 3 月22日 |
| | 都加賀第 2 地区区画整理事業（団体営土地改良総合整備事業） | 平成 5 年 3 月26日 |
| | 瀬戸地区区画整理事業（団体営土地改良総合整備事業） | 平成 7 年 6 月 9 日 |
| | 小和田地区区画整理事業（団体営土地改良総合整備事業） | 平成 8 年11月 1 日 |
| | 敷波地区区画整理事業（団体営土地改良総合整備事業） | 平成 9 年11月10日 |
| | 長谷第 2 地区区画整理事業（団体営土地改良総合整備事業） | 平成 6 年 3 月15日 |
| | 門地区区画整理事業（団体営土地改良総合整備事業） | 平成12年 3 月24日 |

島根県告示第860号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成16年 9 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業主体名 | 事業名 | 完了年月日 |
|-------|-----------------------------|---------------|
| 頓原町 | 志津見地区区画整理事業（団体営中山間地域総合整備事業） | 平成 8 年 2 月16日 |

島根県告示第861号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成16年 9 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 (1) 保安林の所在場所

八束郡八雲村大字西岩坂2357、3178、4479、4482、4484

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 保安林の所在場所

能義郡伯太町大字下十年畑126続 1、711、712 1、713、713内 1、713 2

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第862号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年9月3日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
八束郡島根町大字多古1898 5
- (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第863号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年9月3日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
簸川郡湖陵町大字差海1997
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び湖陵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年9月3日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日
平成16年 8 月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 しまね歴史文化ネットワークもくもく
- 3 代表者の氏名
影山邦人
- 4 主たる事務所の所在地
松江市東朝日町227番地サーパス東朝日町南401号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、歴史・文化に関連する物事や人物・団体などとネットワークを図り、広く社会との連携と交流を押し進める事業を実施し、地域の活力ある社会をつくることを目的とする。
- 6 縦覧に供する書類
定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書
- 7 縦覧期間
申請書を受理した日から 2 月間
- 8 縦覧場所
県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）
特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第 1 項の規定に基づき、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第 8 条の規定により公告する。

平成16年 9 月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 試験の日時
平成16年11月12日（金）
午前10時から12時まで（受付は午前 9 時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）
- 2 試験会場
大田市長久町長久八 7 1
島根県大田集合庁舎 4 F 大会議室 1
- 3 試験の方法及び科目
次に掲げる科目を筆記試験により行う。
 - (1) 砂利の採取に関する法令
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 提出書類
 - (1) 受験願書（所定の様式）
 - (2) 写真 2 枚、うち 1 枚は受験票に貼り付けること。
（手札形（縦 8 センチメートル×横 6 センチメートル）とし、受験願書提出前 6 月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
 - (3) 受験票（所定の様式）
- 5 受験手数料
7,600円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁土木建築局、各土木建築事務所、各土木事業所又は島根県砂利協会

7 受験願書等の提出先

〒690 8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

8 受験願書等の受付期間

平成16年10月1日(金)から平成16年10月21日(木)まで

なお、郵送の場合は、平成16年10月21日までの消印のあるもの限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 合格発表

平成16年11月25日(木)に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員(棄権者は除く。)に試験結果を郵送にて通知する。

電話等による照会には一切応じない。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ(電話0852 22 5499)に照会すること。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成16年9月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

大田市久利町行恒字正田1番 外5筆

面積 4,827.95平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大田市大田町大田口1111番地

大田市土地開発公社 理事長 熊谷國彦

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成16年9月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

飯石郡三刀屋町大字下熊谷1751番地1 外10筆

面積 10,279平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取県倉吉市河原町1770番地

株式会社いない

代表取締役 稲井範行

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成16年9月3日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

(1) 入札の件名

新規採用警察官用制服の製造請負

(2) 入札案件の仕様及び数量等

| | | |
|-------------|---------|--------------------|
| 男性警察官用冬服上衣 | 島根県警察仕様 | 46着 (一人当り 2 着) |
| " 冬服ズボン | " | 46本 (" 2 本) |
| " 冬活動服 | " | 23着 (" 1 着) |
| " 合活動服 | " | 23着 (" 1 着) |
| " 夏服上衣半袖 | " | 46着 (" 2 着) |
| " 夏服上衣長袖 | " | 23着 (" 1 着) |
| " 夏服ズボン | " | 46本 (" 2 本) |
| 女性警察官用冬服上衣 | " | 6 着 (" 2 着) |
| " 冬服ベスト | " | 6 着 (" 2 着) |
| " 冬服スカート | " | 6 着 (" 2 着) |
| " 冬服ズボン | " | 6 本 (" 2 本) |
| " 冬活動服 | " | 3 着 (" 1 着) |
| " 合活動服 | " | 3 着 (" 1 着) |
| " 夏服上衣半袖 | " | 6 着 (" 2 着) |
| " 夏服上衣長袖 | " | 3 着 (" 1 着) |
| " 夏服ベスト | " | 6 着 (" 2 着) |
| " 夏服スカート | " | 6 着 (" 2 着) |
| " 夏服ズボン | " | 6 本 (" 2 本) |

詳細は入札説明書による。

(3) 納入期限

平成16年11月26日 (金)

(4) 入札方法

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

(5) その他

郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

2 入札参加資格

- (1) 「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱」に定める資格を有するもの。
- (2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。
- (3) 島根県内に本店または営業所を有するものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1
 島根県警察本部警務部会計課用度係
 電話 (0852) 26 0110 内線2235 ~ 2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成16年 9 月 3 日から 9 月13日までの間 (土日、休日を除く)、上記(1)の場所において交付する。(交付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする)

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成16年9月17日(金)午後2時00分から

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 大会議室

(4) 開札の日時及び場所

即時 開札

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約予定相当額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

ア 平成16年9月14日午後5時00分までに「入札に当たり提出する書類」を提出すること。

イ 「入札に当たり提出する書類」は、入札説明書による。

5 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

6 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 その他

・詳細は入札説明書による。

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第56条第1項の規定に基づき公示する。

平成16年9月3日

財団法人消防試験研究センター理事長 池田 春雄

1 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

平成16年11月14日(日)丙種の試験 9時30分から

甲種・乙種の試験 13時00分から

(2) 試験の場所

松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、西郷町

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

(2) 受験願書受付期間

平成16年9月13日から9月27日まで（郵送の場合は、9月27日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

(3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5000円

乙種危険物取扱者試験 3400円

丙種危険物取扱者試験 2700円を所定の方法により納付すること。

4 その他

(1) 受験願書用紙常置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、各総務事務所、各地区消防本部

（郵送により請求する場合は、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて「危険物取扱者試験願書請求」と朱書きした封筒に、140円切手を貼った請求者あて先明記の返信用角型2号封筒を同封すること。）

(2) 問い合わせ先

〒690 0882

松江市大輪町420 1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

（電話0852 27 5819）

